

年度末（3月）は路上工事を抑制します。

高崎河川国道事務所では、年度末において、路上工事の集中化防止及び交通渋滞の低減を図る目的で路上工事抑制の取り組みを実施します。

◇群馬県内の直轄国道

（国道17号、18号、50号、17号上武道路）

◇対象期間：3月1日（木）～3月31日（土）の1ヶ月間

◇対象工事：車線規制を伴う車道・歩道上の工事

◆対象除外工事

- ・ 経常的な維持工事（道路管理上やむを得ない作業、除雪など）
- ・ 常設作業帯内の工事及び交通規制を伴わない工事
- ・ 道路の損傷、水・ガス漏れなどに対する緊急工事
- ・ 安全確保の観点でやむを得ない工事（交通事故に伴う損傷復旧工事など）
- ・ 開通に関連する工事（標識板設置工事など）
- ・ 道路付属物・構造物の補修工事、防災等の工事
- ・ 震災に伴う復旧工事

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000（代）

副所長 松山 隆雄（まつやま たかお） 内線：204

道路管理第二課長 川平 吉則（かわひら よしのり） 内線：441

◆群馬県内の直轄国道（国道17号、18号、50号）



◆高崎河川国道事務所の路上工事縮減の取組み

現在行っている施策		内 容
工事を抑制する対策	年度末工事抑制	3月の工事を抑制
	年末・年始工事抑制	年末・年始の工事を抑制
	行楽シーズン抑制	ゴールデンウィーク、お盆の時期の工事を抑制
工事の期間を短くする対策	集中工事	路上工事調整会議（道路管理者・占用企業者において工事の平準化・共同施工・集中工事等調整を実施）
	掘り返し規制	道路の舗装工事を実施した箇所について、その後、掘削工事等掘り返しを一定期間抑制（緊急工事を除く）